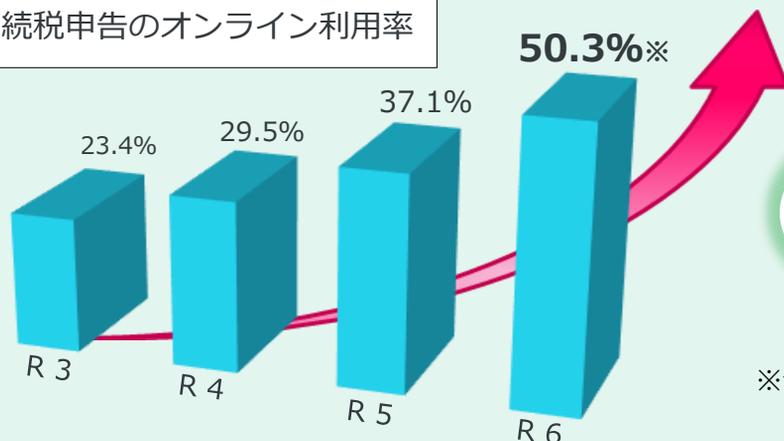


税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



▶ 利用率は3年前と比べて
2倍に上昇！

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5~) NEW

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1~)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4~) NEW

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- ▶ 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12~) NEW

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- ▶ 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1~)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

1 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
 - ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の入力方法

2 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
 - ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

相続税申告に必要なとなる資料の収集時

3 マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
 - ※ 確認できる情報は e-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの贈与税申告情報

4 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
 - ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

相続税申告のe-Tax送信時

5 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール（白黒など）**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで送信可能な添付書類

6 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

相続税の納付時

7 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
 - ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



e-Taxに関するお問い合わせ先

